

# 特許登録令施行規則等の一部を改正する省令について

平成 22 年 7 月  
特 許 庁

## 1. 改正の概要

特許登録原簿等に記録された登録の前後は、申請書の受付の年月日によること等を明確にするため、特許登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 33 号）等について、所要の措置を講ずる。

## 2. 改正の具体的内容

### （１）特許登録原簿における登録の前後に係る規定

特許登録原簿における登録の前後は、同一の区（甲区、乙区、丙区又は丁区）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付の年月日及び受付番号（登録の双方に受付の年月日及び受付番号が記録されていない場合は登録年月日、登録の一方に受付の年月日及び受付番号が記録され、もう一方には受付の年月日及び受付番号が記録されていない場合は受付の年月日と登録年月日）によることを規定する。（特許登録令施行規則第 1 条第 1 項）

### （２）特許登録原簿以外の原簿における登録の前後に係る規定

- ① 特許仮実施権原簿における登録の前後は、同一の区（乙区又は丙区）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付の年月日及び受付番号（登録の一方に受付の年月日及び受付番号が記録され、もう一方には受付の年月日及び受付番号が記録されていない場合は受付の年月日と登録年月日）によることを規定する。（特許登録令施行規則第 1 条第 2 項）
- ② 実用新案登録原簿、意匠登録原簿及び商標登録原簿における登録の前後に関する規定についても、上記（１）と同様の措置を講ずる。（実用新案登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 34 号）第 3 条第 1 項、意匠登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 35 号）第 6 条第 1 項及び商標登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 36 号）第 17 条第 1 項）

## 3. 公布及び施行期日

公布 平成 22 年 7 月 1 日（木）

施行 公布の日

ただし、これらの規定については所要の経過措置を設ける。

## <備考>

申請等による登録については、平成21年4月1日に施行された特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第5号）により、不動産登記制度と同様、登録年月日を原簿に記録しないこととし（改正後の特許登録令施行規則第21条第1項及び第3項）、同省令の施行日以後、登録の効力は受付の年月日から発生することとなった。

今般の省令改正は、登録の効力が受付の年月日から発生することとなったことから、登録の前後は申請書等の受付の年月日及び受付番号によることを明確にするものである。